

広島県文化財保護審議会令和元年度第2回会議議事録

令和2年2月10日

広島県教育委員会

広島県文化財保護審議会令和元年度第2回会議議事録

令和2年2月10日（月）午後2時開会

午後4時8分閉会

1 出席委員（18名）

会 長	於 保 幸 正	（広島大学名誉教授）
会長職務代理者	岡 崎 環	（元広島修道大学非常勤講師，広島民俗学会会長）
	秋 山 伸 隆	（県立広島大学名誉教授）
	上 菌 四 郎	（笠岡市立竹喬美術館館長）
	江 面 嗣 人	（岡山理科大学教授）
	勝 部 眞 人	（広島大学名誉教授）
	岸 泰 子	（京都府立大学准教授）
	久我 ゆかり	（広島大学大学院教授）
	桑 原 一 司	（元広島市安佐動物公園副園長）
	城 市 真理子	（広島市立大学准教授）
	鈴 木 康 之	（県立広島大学教授）
	中 田 利 枝子	（岡山県立博物館統括学芸員）
	早 坂 康 隆	（広島大学大学院准教授）
	福 田 道 宏	（広島女学院大学准教授）
	藤 野 次 史	（広島大学総合博物館教授）
	柳 川 真由美	（福山大学講師）
	吉 野 由紀夫	（東和環境科学株式会社顧問）
	渡 邊 誠	（広島大学大学院准教授）

2 欠席委員（2名）

熊 原 康 博	（広島大学大学院准教授）
中 原 ゆかり	（愛媛大学教授）

3 出席職員

長谷川 信男	（広島県教育委員会事務局教育次長）
白井 比佐雄	（広島県教育委員会事務局管理部文化財課長）

広島県文化財保護審議会令和元年度第2回会議日程

日時 令和2年2月10日（月）午後2時～午後4時8分

場所 広島県庁 東館6階 601会議室

- 1 開会
- 2 会長の選任及び会長職務代理者の指名について
- 3 部会に属する委員の指名，部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について
- 4 議題
広島県重要文化財の指定について
- 5 報告
 - (1) 文化財の部会審議等状況について
 - (2) 文化財の現地調査状況について
 - (3) その他
- 6 閉会

文化財課 課長代理 : ただ今から、広島県文化財保護審議会を開会いたします。
今回は、本年1月の委員改選後、初めての会議であり、会長がまだ選任されておりません。会長が選任されるまでの間、私、文化財課課長代理の加島が進行役を務めさせていただきます。

なお、本日御出席の委員は、18名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

開会に当たりまして、教育次長の長谷川が御挨拶を申し上げます。

教育次長 : 教育次長の長谷川でございます。

本来であれば、平川教育長がまいりまして御挨拶を申し上げるところでございますが、公務の都合により出席がございませんので、私が御挨拶を申し上げます。

今年に入り、広島県文化財保護審議会委員の改選を行い、新たな体制でスタートとなります。皆様方には、委員就任を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。また、本日は、大変お忙しい時期にもかかわらず、総会に御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年4月には、改正文化財保護法が施行され、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存・活用を目的とした、文化財保存活用大綱並びに市町村による文化財保存活用地域計画の作成などが制度化されたところでございます。

県教育委員会といたしましては、今回改正の趣旨を踏まえ、文化財保存活用大綱について、引き続き皆様の御意見を頂きながら、着実に策定を進めるとともに、各市町と連携して、文化財の保存及び活用に係る取組をより一層推進し、地域の文化財の確実な継承に取り組んでまいりたいと考えております。

文化財保護審議会の委員の皆様におかれましては、こうした教育委員会の取組に対し、それぞれの御専門のお立場から、御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日は、委員改選後1回目の総会でございます。会長・会長職務代理者ほか部会構成などの新体制を決めていただきますとともに、広島県重要文化財の指定等の御審議などを行っていただくよう予定しております。

長時間となりますが、委員の皆様には、十分な審議をいただきますようお願いいたします。御挨拶といたします。本日は、よろしく願いいたします。

文化財課 課長代理 : 今回は、今年1月の委員改選後、初めての会議ですので、委員の皆様への御紹介をさせていただきます。委員名簿等をお配りしておりますが、本日の御着席の順に紹介させていただきます。

秋山伸隆委員、県立広島大学名誉教授でいらっしゃいます。

上藺四郎委員、笠岡市立竹喬美術館館長でいらっしゃいます。

江面嗣人委員、岡山理科大学教授でいらっしゃいます。

岡崎環委員、広島修道大学非常勤講師・広島民俗学会会長でいらっしゃいます。

於保幸正委員、広島大学名誉教授でいらっしゃいます。

勝部真人委員、広島大学名誉教授でいらっしゃいます。

岸泰子委員、京都府立大学准教授でいらっしゃいます。

久我ゆかり委員、広島大学大学院教授でいらっしゃいます。

桑原一司委員、元広島市安佐動物公園副園長でいらっしゃいます。

城市真理子委員、広島市立大学准教授でいらっしゃいます。

鈴木康之委員、県立広島大学教授でいらっしゃいます。

中田利枝子委員、岡山県立博物館統括学芸員でいらっしゃいます。

早坂康隆委員、広島大学大学院准教授でいらっしゃいます。

福田道宏委員、広島女学院大学准教授でいらっしゃいます。

藤野次史委員、広島大学総合博物館教授でいらっしゃいます。

柳川真由美委員、福山大学講師でいらっしゃいます。

吉野由紀夫委員、東和環境科学株式会社でいらっしゃいます。

渡邊誠委員、広島大学大学院准教授でいらっしゃいます。

なお、本日御欠席でいらっしゃいますが、熊原康博委員、中原ゆかり委員が、委員として就任されております。

続きまして、事務局の出席者を紹介させていただきます。

教育次長の長谷川信男でございます。
文化財課長の白井比佐雄でございます。
文化財保護係長の瀬山里美でございます。
文化財保護主事の平川孝志でございます。
文化財保護主事の新井真吾でございます。
指導主事の中山愉希江でございます。
主任の佐伯匡芳でございます。
主事の和田祐でございます。
最後に、私、課長代理の加島俊幸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

文化財課 課長代理 : 本日は、委員の改選がありまして最初の会議ということでございますので、この審議会の概要について御説明します。

資料番号8を御覧ください。

文化財保護審議会は、2の「根拠規定」にありますとおり、文化財保護法及び広島県文化財保護審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関です。この条例は、資料番号9としてお手元にお配りしておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

この審議会の任務は、3の「設置目的及び任務」にありますとおり、広島県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して広島県教育委員会に建議することとなっております。主な諮問内容としましては、7にありますように、広島県文化財の指定、国指定・県指定文化財に係る現状変更及び保存修理等、などがございます。

4の「委員の定数」は25名以内と定められており、5の「委員の現員」につきましては、現在、20名となっております。

8の「部会構成及び所管事務」につきまして、常任部会は、アからカまでの6部会があり、各委員二つの常任部会に所属していただくこととしております。

これに加え、特別部会として、国宝・重要文化財が多数あり、島全体が特別史跡・特別名勝に指定されている厳島を対象とした「厳島特別部会」、来年度末までに策定する予定の広島県文化財保存活用大綱を対象とした「大綱特別部会」が置かれています。

9の「会議」を御覧ください。会長は、条例第4条第1項の規定により、委員の互選によって定めることとしており、条例第5条第1項の規定により、会長が議長を務めることとしています。以下、「定足数」、「議決の方法」、「会議の公開」について、記しております。

以上でございます。

文化財課 課長代理 : それでは引き続き、会長の選任及び会長職務代理者の指名に移らせていただきたいと思います。

先例によりますと、事務局が仮議長を指名し、新会長が選任されるまでの間、司会進行をしていただいております。本日もこの方法で進めてよろしいでしょうか。

全員 : (異議なし)

文化財課 課長代理 : 特に御異議もないようですので、於保委員に仮議長をお願いいたします。於保委員、仮議長席にお着きください。

2 会長の選任及び会長職務代理者の指名について

仮議長 : それでは、会長が選任されるまでの間、私が司会を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

広島県文化財保護審議会条例第4条第1項は、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」こととしております。

選任の方法としましては、推薦による方法、投票による方法の二通りがあります。なお、二名以上の推薦があった場合は、投票により決定することになります。

推薦、投票どちらの方法で行うかについて、皆様に御意見を伺いたいと思います。

鈴木委員 : 推薦でよろしいかと思ひます。

仮議長 : ただ今、推薦という意見が出ましたが、推薦ということでよろしいでしょうか。

全員 : (異議なし)

- 仮議長 : では、推薦で会長を決定することにいたします。
どなたか、会長を御推薦いただけますでしょうか。
- 鈴木委員 : 仮議長に選出されました於保委員を推薦させていただきたいと思います。
- 仮議長 : 私を会長にとの御推薦を頂きましたが、他に推薦はありませんか。
(なし)
- 仮議長 : 他に推薦がないようですので、皆様方の御協力を頂きながら、務めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 文化財課
課長代理 : 会長が選任されましたので、まず会長職務代理者の指名をしていただきます。広島県文化財保護条例第4条第3項は、「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」こととしております。どなたかを指名してください。
- 於保会長 : それでは、岡崎委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。
- 文化財課
課長代理 : 御指名でございますので、岡崎委員、会長職務代理者席にお移りください。
それでは、新会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。
- 於保会長 : 御挨拶申し上げます。私が委員となって8年余りになりますが、この文化財保護審議会は対象分野が広範囲に渡っており、会長職は私自身の能力を超えるような仕事になると思います。皆様の御専門の知識と御協力を頂きながら、本審議会を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 文化財課
課長代理 : ありがとうございます。
今後は会長に議事を進めていただきたいと思います。於保会長、よろしく願いいたします。

会議の公開について

- 於保会長 : まず、審議会の会議の公開について取決めを行いたいと思います。事務局から説明してください。
- 文化財課
課長代理 : 資料番号11を御覧ください。
会議の公開について、教育委員会では、附属機関等の会議の審議過程等を公開することによって、透明性の向上を図り、開かれた教育行政を推進するため、平成13年にこの規則を制定いたしました。広島県文化財保護審議会は、第1条の「附属機関等」に該当します。
第2条第1項本文は、「会議は、公開するものとする」としております。
一方、例外的に非公開とする場合がございます。同項第1号の、「広島県情報公開条例第10条に規定する不開示情報が含まれる事項を議事とする会議」、及び第2号の、「公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議」、の「いずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする」としてあります。
広島県情報公開条例に規定する不開示情報とは、例えば、個人に関する情報、公にすることにより、権利利益を害するおそれがあるものなどでございます。
次に、第2条第2項は、「会議の公開」は、「傍聴」か「議事録の閲覧」の「いずれかの方法により行うもの」としてあります。この審議会では、これまで、「傍聴」と「議事録の閲覧」の両方で会議の公開を行ってきております。
更に、第2条第3項は、「会議の公開の方法」又は「会議を非公開とすること」の決定は、当該附属機関等が行うものとする」としてあります。
なお、第3条から第6条までは、会議の傍聴について定めてあります。
本日、傍聴希望の方は1人で、別室で待機していただいておりますので、念のため申し添えさせていただきます。
以上でございます。
- 於保会長 : ただ今説明がありましたとおり、特段の御異論がなければ、この会議を公開することとし、その方法は、「傍聴」及び「議事録の閲覧」によることとしたいと思います。
ただし、会議次第の事項のうち、3の「部会に属する委員の指名」などは、人事に関する案件ですから、非公開が適当ではないかと思っております。
また、4の「議題」の「広島県重要文化財の指定について」は、指定が適当であると、この審議会が広島県教育委員会に答申しても、教育委員会の会議で決定するまでは調査審議中の案件です。

そして、5の「報告」の(1)は、現時点では内部検討段階であるため、事前に審議内容が公になると、公正な審議に支障が生じるおそれがあります。

同様に、5の(2)のイ及びキも調査審議中の案件であると、事務局から報告を受けています。

更に、5の(3)「その他」のイについては、会議を公開することにより関係者に不利益を及ぼすおそれがあり、ウ及びエについても、現時点では関係者で検討中の案件であり、非公開が妥当であると、事務局から報告を受けております。

したがいまして、「会議次第」の3「部会に属する委員の指名」などの案件と、4の「議題」、5の「報告」の(1)、(2)のイ及びキ、(3)のイ～エについては、非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

全員： (異議なし)

於保会長： それでは、「会議次第」の3、4、5の(1)、(2)のイ及びキ、(3)のイ～エについては、非公開とします。

今後の会議の順番につきましては、まず、3の「部会に属する委員の指名」などの案件を非公開として協議し、次に、5の「報告」のうち、(2)のアからエと、(3)のアを公開として報告・協議し、最後に4の「議題」、5の「報告」の(1)、(2)のイ及びキ、(3)のイ～エを非公開として議事を進めてまいりたいと思います。

3 部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について

【以下については、非公開で議事を進めたが、当日の会議で決定されたため、公開する。】

於保会長： それでは、3の「部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について」協議します。

先ほど、事務局から「広島県文化財保護審議会について」説明がありましたように、審議会には、常任部会として建造物部会などの6部会と、厳島特別部会、大瀬特別部会の合わせて8部会が設置されております。委員の皆様には、それぞれの部会に所属していただき、調査・審議していただくわけですが、広島県文化財保護審議会条例第7条第2項は、「部会に所属させる委員」は、「会長が指名する」こととしております。

それぞれ専門的な部会でもありますし、事務局で案を作っていればそれを検討するということがいかがでしょうか。異議ございませんか。

全員： (異議なし)

於保会長： では、原案を配付してください。

於保会長： 原案のとおりでいかがでしょうか。

全員： (異議なし)

於保会長： 異議もないようですから、このとおり部会委員を指名させていただきます。

なお、本日御欠席の委員には、事務局から連絡してください。

於保会長： 続いて「部会長の選任及び部会長職務代理者の指名」について協議します。

広島県文化財保護審議会条例第7条第3項は、部会長は「その部会に属する委員の互選によってこれを定める」こととしております。また、同条第5項は、「部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」こととしております。

そこで、これから部会ごとに協議して部会長の選任と部会長職務代理者の指名をしていただきますが、各委員が複数の部会に重複して所属しておりますので、協議が円滑に進むように、部会の順番を事務局から示してください。

文化財課 課長代理： それでは、まず1回目として建造物部会、伝統文化部会、天然記念物部会に分かれて協議してください。協議場所は、事務局員が部会の札を持って立っておりますので、そちらへお集まりください。その他の部会の委員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。部会長及び部会長職務代理者が決まりましたら、事務局員に御報告願います。

続いて、2回目として美術工芸部会、名勝部会に分かれてお集まりいただき、同様に協議をお願いします。

3回目として史跡・埋蔵文化財部会、4回目として厳島特別部会、最後に5回目

として大綱特別部会の協議をお願いします。

- 2回目以降の協議場所や部会長等の決定の御報告は、事務局員が御案内します。
- 於保会長 : それでは、結果が出たようですので、各部会の部会長、部会長職務代理者について事務局から報告をお願いします。
- 文化財課
課長代理 : それでは、建造物部会から順に御報告させていただきます。
建造物部会 部会長 江面委員、部会長職務代理者 岸委員
美術工芸部会 部会長 上菌委員、部会長職務代理者 秋山委員
伝統文化部会 部会長 岡崎委員、部会長職務代理者 柳川委員
史跡・埋蔵文化財部会 部会長 鈴木委員、部会長職務代理者 藤野委員
名勝部会については、欠席委員を含めて別途協議いただいた上で決定します。
天然記念物部会 部会長 吉野委員、部会長職務代理者 於保委員
巖島特別部会 部会長 岡崎委員、部会長職務代理者 吉野委員
大綱特別部会 部会長 於保委員、部会長職務代理者 岡崎委員
以上でございます。
- 於保会長 : 名勝部会につきましては、今回新たに委員に就任された方が多く、長年お務め頂いている委員が本日御欠席ということもあり、改めて欠席委員に部会長を打診し、決定したいと思います。

【名勝部会の部会長及び部会長職務代理者については、欠席委員を含めて後日協議した結果、部会長は吉野委員、部会長職務代理者は於保委員に決定した。】

以上で、人事に関する案件が終了いたしました。ここで5分間休憩いたします。
事務局は、傍聴者を入室させてください。
(傍聴者入室)

5 報告 (2) 文化財の現地調査状況について ア、ウ～カ

- 於保会長 : ただ今から、議事を再開します。
5の「報告」の(2)のア及びウからカまでの建造物・県天然記念物に関する現地調査状況について、事務局から説明してください。
- 事務局 : 資料番号3を御覧ください。
まず、アの「県重要文化財『寿福寺禅堂』の保存修理」について御説明します。
本文化財は、昨年度から、茅葺屋根葺替等の保存修理工事を行っています。
昨年6月の現地指導の際、茅を取り除いた段階で現地調査を行うこととしていたため、改めて12月に建造物部会の藤田部会長及び岸委員により現地調査を行い、今後の施工方針及び工法について御指導いただきました。
具体的には、「(カ) 調査結果」に記載のように、図面を作成すること、茅の葺き方を記録すること等の御意見を頂きました。
現地指導での意見を踏まえ、今年度末までの予定で保存修理を進めています。
- 次に、3ページを御覧ください。まず、ウの「県天然記念物『新免郷谷のエノキ』『森湯谷のエドヒガン』の保存」について御説明します。
新免郷谷のエノキについては、幹の折損が生じたこと、森湯谷のエドヒガンについては、折れそうな枝があり、当該樹木の保存方法について相談があったことから、天然記念物部会で植物生態学を専門とする竹下委員、吉野委員による現地調査を行いました。
調査の結果、(カ)に記載のように、エノキについては、枯死していないが、バランスが悪くなっているため現状維持の措置を行う必要がある、エドヒガンについては、枝が折れないように支えを設ける必要がある等の御意見を頂きました。
その後、エノキについては、両委員と再度協議の上、強剪定を行う方向性とし、関係者で調整中です。エドヒガンについては、現地指導での意見を踏まえ、現在、対応を検討中です。

次に、4ページを御覧ください。エの「県天然記念物『速田神社のツクバネガシ』の樹勢回復」について御説明します。

当該樹木については、樹勢が弱って隣接樹木に寄りかかり、当該隣接樹木の倒木の恐れがあることから、当該樹木の保存について相談があったため、竹下委員、吉野委員による現地調査を行いました。

調査の結果、(カ)に記載のように、危険な枝や腐った枝を切除したほうがよい、等の御意見を頂きました。

現地指導での意見を踏まえ、現在、対応を検討中です。

次に、5ページを御覧ください。オの「県天然記念物『本地のクロガネモチ』の保存」について御説明します。

当該樹木については、根元の空洞化により倒木の恐れがあることから、当該樹木の保存について相談があったため、竹下委員、吉野委員による現地調査を行いました。

調査の結果、(カ)に記載のように、空洞に土を入れる方法がよい、等の御意見を頂きました。

現地指導での意見を踏まえ、空洞に土を入れる措置を実施しました。

次に、6ページを御覧ください。カの「県天然記念物『馬木八幡神社の社叢』の保存」について御説明します。

当該社叢については、所有者が危険木等の伐採を検討しており、保護増殖にも資する方法について相談があったため、竹下委員、吉野委員による現地調査を行いました。

調査の結果、(カ)に記載のように、保護増殖を図るための具体的な措置について御意見を頂きました。

現地指導での意見を踏まえ、現在、対応を検討中です。

以上でございます。

於保会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

5 報告 (3) その他 ア

於保会長 : 次に、(3)のアの「登録有形文化財（建造物）の登録の答申について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号4を御覧ください。

「登録有形文化財（建造物）の登録の答申について」御説明します。

令和元年11月15日に、(ア)の尾道市久保にあります「向酒店店舗兼主屋」、(イ)の東広島市黒瀬町にあります「金光酒造離れ」ほか7件、(ウ)の東広島市安芸津町にあります「榊山八幡神社本殿」ほか5件、(エ)の江田島市江田島町にあります「旧江田島海軍下士卒集会所（海友舎）二階建棟」ほか1件及び(オ)の安芸郡熊野町にあります「榊森神社本殿」ほか1件が、それぞれ国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録するよう、答申されました。近く、官報告示を経て登録される予定です。

以上でございます。

於保会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

於保会長 : ないようですので、5の「報告」を終わらせていただきます。

以上で、公開の議事が終了しました。

傍聴の方は、退室してください。

(傍聴者退室)

4 議題 広島県重要文化財の指定について

【以下については、非公開で議事を進めたが、令和2年3月16日の広島県教育委員会3月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。】

於保会長 : それでは、ここからは、非公開で議事を進めます。

4の「議題」の「広島県重要文化財の指定について」を審議します。

今回の案件は、福山市の明王院から申請の「木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像」です。

この案件は、令和元年8月26日付けで、広島県教育委員会教育長から広島県文化財保護審議会会長宛てに諮問がなされ、同日付けで美術工芸部会に付託したものでございます。

この件について、美術工芸部会の上菌部会長から御説明をお願いします。

この案件は、平成29年10月16日付けで、広島県教育委員会教育長から広島県文化財保護審議会会長宛てに諮問がなされ、同日付けで美術工芸部会に付託したものでございます。

この件について、美術工芸部会から御説明をお願いします。

上菌委員：資料番号1を御覧ください。

本件については、平成30年9月18日付けで「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像」の名称で指定申請がなされ、令和元年10月4日及び11月22日に美術工芸部会で現地調査及び審議を行いました。

調書案については、前委員で前美術工芸部会員の濱田宣さんが執筆されました。まず、事務局から調書案を朗読してください。その後、私から補足説明します。

事務局：（調書案朗読）

上菌委員：調書案の2ページの「伝来」の中で、当初、大日如来像とされていた中尊を弥勒菩薩像に変更した第一の要素としました、定印を結んだ像の掌に穴が確認され、そこに弥勒菩薩像の象徴である宝塔を戴いていたと考えられる点に関する記載が漏れていましたので、御了解が得られましたら、後で追記したいと思います。

（写真等説明）

於保会長：ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、令和元年11月22日に美術工芸部会で慎重に審議いただき、12月25日付けで、美術工芸部会長から、当該案件は広島県重要文化財の指定に値する旨の報告を頂いております。

それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

勝部委員：愛染明王坐像の獅子冠や持物については、写真を見る限り、色合いなどから新しいものではないかと感じますが、後の時代に補われたものでしょうか。

上菌委員：獅子冠や持物、装身具については、後補ではなく、制作当初のものではないかと考えています。

於保会長：ほかに御意見、御質問はありませんか。

（なし）

於保会長：ないようでしたら、『木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像』は広島県重要文化財の指定に値する。ただし、指定名称は『木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像』とする。旨答申することに、御異議ありませんか。

全員：（異議なし）

於保会長：それでは、そのように取り計らいます。

この後の事務処理は、事務局が行ってください。

以上で、4の「議題」の議事が終了しました。

【以下、非公開】

5 報告 (1) 文化財の部会審議状況について

【以上、非公開】

5 報告 (2) 文化財の現地調査状況について イ、キ

【以下のうち「イ」については、非公開で議事を進めたが、調査審議が終了したため、公開する。】

於保会長：それでは、次に、(2)の「文化財の現地調査について」のイ及びキについて、事務局から報告してください。

- 事務局 : 資料番号3の2ページを御覧ください。
イの「県史跡『菅茶山の墓』の保存」について御説明します。
本文化財は、指定地内のクスノキの根が玉垣の石材を押し上げ、石材にき損が生じていたため、昨年12月に史跡・埋蔵文化財部会の鈴木部会長及び岡崎委員、植物生態学を専門とする天然記念物部会の竹下委員による現地調査を行いました。
調査の結果、(カ)に記載のように、史跡の枢要な要素を守るためにクスノキの伐採はやむを得ない、等の御意見を頂きました。
現地指導での意見を踏まえ、現在、福山市において伐採の準備を行っています。
- 於保会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)
- 文化財課
課長代理 : 申し訳ございませんが、教育次長は次の用務がございますので、ここで退席させていただきます。
(教育次長退席)

【以下、非公開】

5 報告 (3) その他 イ～エ

【以上、非公開】

- 於保会長 : 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これも、委員の皆様方の御協力の賜物であり、大変感謝しております。
それでは、事務局から何かありましたら、お願いします。
- 文化財課
課長代理 : 長時間にわたり、御協議ありがとうございました。以上で広島県文化財保護審議会
の全ての議事を終了いたします。
閉会に当たり、文化財課長が御挨拶を申し上げます。
- 文化財課
長 : 広島県文化財保護審議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
委員の皆様には、長時間にわたり、終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。
本日答申いただきました案件につきましては、指定に向けた手続を進めてまいります。
今後とも、引き続き、本県の文化財保護の発展のために御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。
本日は、ありがとうございました。
- 文化財課
課長代理 : 以上で広島県文化財保護審議会令和元年度第2回会議を閉会いたします。
どうもありがとうございました。